道路工事施行承認申請　手続案内

１　手続きの流れ

申　　請　　者

枚方土木事務所

　　　　　　 ① 道路工事施行承認申請提出

所　轄　警　察　署

　　　　　　 ② 警察協議書発行　　　　　　　　 ③ 道路使用許可申請提出

　　　　　　 ⑤ 協議回答書提出　 　　　　　　④ 道路使用許可書発行

　　　　　　 ⑥ 道路工事施行承認書発行

　　　　　　 ⑦ 工事しゅん工届提出

　　　　 　　⑧ しゅん工検査

　①　道路工事施行承認申請書２部を枚方土木事務所管理課に提出してください。

　②　審査終了後、所轄警察署あての警察協議書を発行しますので、当所まで受取りにお越しください。（発行できた時点で、ご担当者にご連絡させていただきます。）

　③　道路使用許可申請書２部を警察協議書と共に所轄警察署に提出してください。

　④　審査終了後、所轄警察署から道路使用許可書が発行されます。

　⑤　所轄警察署から道路使用許可書とともに、当所あての協議回答書が発行されますので、協議回答書を当所管理課に提出してください。

　⑥　即日、道路工事施行承認書を発行します。

　⑦　工事が完了しましたら、工事しゅん工届に着工前、施工中の工程別、しゅん工写真を添付して、当所管理課に提出してください。工事規模によっては、写真以外の書類提出を求める場合があります。

　⑧　しゅん工検査を行います。（現地立会をお願いする場合があります。）

２　提出部数

　　 道路工事施行承認申請書　：　２部

（それぞれに次の添付書類を添付してください。）

３　添付書類

（１） 位置図

・　縮尺１／２５００程度（住宅地図でも可）。占用箇所に印をしてください。

　（２） 現況平面図及び計画平面図　：　縮尺１／３００以上

　　　　・　占用物件、道路構造物の現況と計画の両方がわかるようにしてください。

　　　　・　官民境界線を赤色で記入してください。

　　　・　図面の距離間（㎜）は可能な限り詳細に記入してください。

　（３） 現況断面図及び計画断面図　：　縮尺１／１００以上

　　　　・　（２）と同じ

　（４） 工事の実施方法を記載した書類

　　　　・　工事の実施方法（開削・推進の別、掘削の範囲、工事が広範囲にわたる場合には工程順等）がわかるようにしてください。

　　　　・　計画平面図、計画断面図と兼用していただいても差し支えありません。

　（５） 構造図、設計書及び仕様書

　（６） 交通対策図

・　仮歩道、バリケード、夜間の保安対策等を記入してください。

　（７） 現況写真

・　カラー写真で占用（工事）箇所がわかるように写真に朱書きしてください。

　（８） その他

　　　　・　工事期間が長期にわたるもの、または一時占用の場合は工程表を添付してください。

　　　　・　占用場所等によっては、理由書、利害関係者の同意書、公図、土地登記簿謄本、官民境界確定図等の提出を求めることがあります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　枚方土木事務所　管理課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡（０７２）８４４－１３３１